

は深見であるべきを、射水に對して文字を弄したばかりである。上長の來る時之を自己管轄の境に迎へることは古今共に同じく、深見は國界に近い部落であつたのである。且つ深見が甚だしく越中に近かつたことは、前の三月十五日の歌に對して、家持は翌十六日その報贈歌を詠じてゐるのでわかる。萬葉集古義に、十六日は餘りに急激であるとして、廿六日でならうかと疑うてゐるが、必ずしも改める必要がない。而して延喜式に加賀の驛路を、田上・深見・横山と次第するから、能登路に入らんとするものは深見・横山を經、越中路に赴くものは深見・坂本を過ぎると解すれば、深見は即ちその三叉路で、今の津幡附近となるわけである。令制によれば、三十里を一驛とし、大同以前の十里は五町であるから、田上・深見の距離稍近きに失する感があるが、此の如き分岐點では、所謂便に隨うて設置したものであらう。この深見に河北郡深谷を當てるものもあるが、單に名稱の近似するに止り、到底地理上置驛の地ではない。その他石川郡金石(舊宮腰)又は鹿島郡深見を當てるなどは、皆妄誕取るに足らぬ。

フカミカタ 深見瀧 鹿島郡白濱・深見・大津の間の湖瀧であるが、元來入海の埋立によつて海水を遮断せられたものである。一に金ヶ崎瀧といふこともある。周圍三軒許。

フカミガハ 深見川 鳳至郡八伏山の北麓から出て北流し、谷内小字大谷内に於いて東方から來る支流を併せ、西北に赴きて海に入る。流程六軒餘。この川は寶曆の書上に大谷内川と記する。

フカミシヨウチ 深美小路 金澤の舊町名。

藩政中深美氏の邸宅があつたための稱である。廢藩の際諸士の邸宅を毀ち、商家を建築し、明治三年七月町名を榮町と號し、一時妓樓を設けた。

フカミソウリヨウ 深見物領 ↓ソウリヨウ 惣領。

フカミノタキ 深見の瀧 鳳至郡深見に在る。一に櫻瀧ともいひ、雌雄の二水重ひ懸る。能登名跡志に「此深見村に御瀧といひて名瀧あり。村より東の谷内へ八町登る也。數百丈の山上より五段に落ちて、次第に幅廣くなり、二丈ばかり一瀧を垂れたる如くになり落つる也。舊の岩窟なる所に權現社あり。本地不動尊也。」と記する。

フカミヒテナホ 深美秀直 通稱右京・縫殿。秀利の二男。寛文十二年父歿後祿四千五百石を襲ぎ、延寶七年奏者役となり、貞享二年罷め、元祿八年火消役となり、寶永七年歿した。年六十三。

フカミヒテノリ 深美秀利 通稱九市郎・七兵衛・八郎兵衛・縫殿助。父は兵庫信茂。初め堀丹後守直寄に仕へ、大坂兩役に出陣して功を立て、役後五千石を賜はつたが、直寄の孫直定早世して封を除かれるに遭ひ、江戸に赴き、正保四年佐倉城主堀田加賀守正盛に仕へ、その子上野介正信改易の後、寛文元年前田綱紀に仕へて六千石を賜はり、人持組に列し、十二年歿した。年七十五。子孫相繼ぐ。

フカミヒラサハブン 深見平澤分 鹿島郡三引保に屬する深見の一部分である。明治中に至り、一時獨立の部落として取扱はれたことがあるが、二十年復深見に併せられた。

フカヤマゴエモン 深谷孫右衛門 御歩小頭となつて新知八十石を受け、後二十石を加へ、天明二年組外に列し、御廣式御用達となつて、四年歿。子孫八戸矩、初名保右衛門、祿百石を襲いだが、享和三年二月五日自害し、その子五左衛門は文化十一年新番に召出された。

フガリ 歩刈 藩政の時、免の比率即ち免相を定めるには、一村全体の米收穫量を知るを要するが、この收穫を算出するに歩刈法によつた。改作法施行以後歩刈を行つたことは、明曆二年八月越中彌波郡石坂出村に於けるのが最初である。その方法は、同村に於ける上中下田各四歩を刈つて、平均一步の糶一升一合六勺六才を得、糶殻を脱して玄米二分の一を得るものとすれば、その量は五合八勺三才となり、越中の田一段は三百六十歩であるから、一段の玄米二石九升八合八勺に當る。又明曆中の口米は、定納一石に八升、夫銀は定納一石に一外四分であつた。今一石の價銀二十八外とすれば、一外四分は米量五升である。故に口米・夫銀の合計は一斗三升で、前記の二石九升八合八勺を、口米及び夫銀一斗三升と定納一石との比に分かつ時は、前者は二斗四升一合四勺、後者は一石八斗五升七合である。然るに越中の斗代即ち一段の公定産米額は一石五斗なるを以て、實際産額一石八斗五升七合は十二割三分即ち十二免三歩に當り、之を四公六民とする時は、定納は七斗四升二合八勺にして、斗代一石五斗に對し、免五つに定めるといふのであつた。改作法施行當時の歩刈はかくの如くであつたが、その後上中下田各三歩を刈り、定免と作徳との割合を五公五民としたるが如く、享保十年八月に

は三歩刈が手数を要するを以て一步刈にすべきことを令してゐる。この享保度でも五公五民で、定納一石に口米一斗一升二合、米價一石銀三十目、一石の夫銀一外四分に付き米四升六合六勺の割合を以て算出した。次いで天保九年改作法の申渡に、明曆中石坂出村に行うた法は、利常が定免を定める時に用ひたるものなるが故に、新開見廻り・一村建等の場合には之に従うて四公六民とすべきも、難作により免切を行ふ爲に歩刈を爲す時は、享保の制によるべきことを令した。

フカキホ 深井保 長家宗譜に、觀應二年足利直義が兄尊氏に叛して宮方に屬した時、長九郎左衛門國連も直義に同心し、隣限に下向して屢軍功を立てた。是に因つて正平七年能登深井保を加恩せられたが、國連は之を弟宗連に譲り、己は薩州に止つて遂に歿したとある。この深井保は、越登賀三州志にミキと訓むべく、鳳至郡三井であらうとの説を立ててゐるが、能登志徴には羽咋郡深江であらうとして居る。

フカヲニヘ 深尾仁兵衛 明曆三年召出されて百四十石を領した。子孫相繼いで藩に仕へる。

フカン 不開 ↓フラン 不亂。

フカンユウドウ 府實雄道 金澤曹洞宗天徳院十四代の住持。天明七年四月九日歿。

フキアゲ 吹上 金澤櫻島の小名であつたが、明治廢藩置縣の際町名を建て、長良町と改めた。此の地は野田寺町の裏、限川の崖縁で、常に川風が強い故に吹上げと呼んだものである。

フキアゲ 吹上 石川郡河内庄にある部落。